第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（定義）

第二条　この法律において「イノベーションの創出」とは、科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出することをいう。

2　この法律において「科学技術・イノベーション創出の振興」とは、科学技術の振興及び研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の振興をいう。

3　この法律において「研究開発」とは、基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。

4　この法律において「研究者等」とは、研究者及び技術者（研究開発の補助を行う人材を含む。）並びに研究開発又はその成果の普及若しくは実用化に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に従事する者をいう。

5　この法律において「研究開発法人」とは、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第九項に規定する研究開発法人をいう。

6　この法律において「大学等」とは、大学（大学院を含む。）及び大学共同利用機関をいう。

（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部改正）

第二条　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「国等」を「国及び民間事業者等」に、「第二節　研究開発施設等の共用の促進等（第三十五条―第三十七条）」を「第二節　中小企業者によるイノベーションの創出の促進等（第三十四条の二―第三十四条の十四）」に、「第三節　研究開発施設等の共用の促進等（第三十四条の五―第三十七条）」を「第三節　研究開発の」を「第四節　研究開発の」に、「第五十二条」を「第五十三条」に、「第五十三条」を「第五十二条」に改める。

第二条第一項中「（人文科学のみに係るものを除く。第十五条の二第一項及び第四十九条を除き、以下同じ。）」を削り、同条第五項を次のように改める。

5　この法律において「イノベーションの創出」とは、科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）第二条第一項に規定するイノベーションの創出をいう。

第二条第六項中「及び」の下に「研究開発の成果の実用化による」を加え、同条第八項中「第十五条の二第一項を除き、」を削り、同条に次の三項を加える。

14　この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五　資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六　企業組合

七　協業組合

八　事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

15　この法律において「国等」とは、国及び独立行政法人その他特別の法律によって設立された法人であって新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金（以下「新技術補助金等」という。）を交付するものとして政令で定めるものをいう。

16　この法律において「指定補助金等」とは、内閣総理大臣、経済産業大臣及び各省各庁の長等（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長、国等である独立行政法人の主務大臣（独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。第二十七条の三、第三十四条の六、第四十八条及び第五十二条において同じ。）及び国等である特別の法律によって設立された法人の主務大臣をいう。以下同じ。）が、第三十四条の十一第一項の指針における同条第二項第一号に掲げる事項に照らして適切であるものとして指定する新技術補助金等をいう。

第三条第二項中「科学技術基本法（平成七年法律第百三十号）第二条」を「科学技術・イノベーション基本法第三条」に、「科学技術の振興」を「科学技術・イノベーション創出の振興」に改める。

第十五条の二第一項第一号中「科学技術に関する研究者又は技術者（科学技術に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発の補助を行う人材を含む。第三号において同じ。）」を「研究者等」に改め、同項第二号中「科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化」を「研究開発等」に改め、同項第三号中「科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化（次号及び第三十四条の六第一項第三号」を「研究開発等（次号」に、「科学技術に関する研究者又は技術者」を「研究者等」に改める。

第二十七条の三第一項中「（独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。以下同じ。）」を削る。

第四章の章名中「国等」を「国及び民間事業者等」に改める。

第三十四条の六第一項第三号を次のように改める。

三　次に掲げる活動その他の活動によりその研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者

イ　その研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転

ロ　その研究開発法人が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う研究開発等についての企画及びあっせん

ハ　その研究開発法人の研究開発の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発

第五章中第三節を第四節とし、第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節　中小企業者によるイノベーションの創出の促進等

（特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針）

第三十四条の八　国は、中小企業者の革新的な研究開発の促進を図るため、毎年度、新技術補助金等のうち国等が中小企業者及び事業を営んでいない個人（以下単に「個人」という。）に対して支出の機会の増大を図るべきもの（以下「特定新技術補助金等」という。）の交付に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、特定新技術補助金等の内容及び支出の目標その他当該目標を達成するために必要な措置に関する方針を定めるものとする。

2　内閣総理大臣は、あらかじめ各省各庁の長等と協議して前項の方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、第一項の方針を公表しなければならない。

4　前二項の規定は、第一項の方針の変更について準用する。

5　国等は、特定新技術補助金等を交付するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、第一項の方針に定められた目標を達成するよう努めなければならない。